

# 「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」(素案)の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

#### (条例前文)

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が後を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指す。

#### (計画目的)

県行政としての責任を明確にし、早急に市町村をはじめとした関係機関の連携とより一層の取り組み強化の方針を打ち出すため、この計画を策定します。

### 第2節 計画の策定・位置付け

「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づく基本計画とします。

### 第3節 計画の期間

計画期間は、「千葉県家庭的養護推進計画」、「新 千葉県次世代育成支援行動計画」、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と併せて、平成31年度までとし、その後は5年計画とします。

## 第2章 児童虐待防止に向けた基本方針と具体的な取組

### 第1節 発生予防、早期発見及び早期対応

#### (1) 発生予防

- ① 母子保健施策と連携した未然防止
- ② 必要な支援につなげるための情報提供と相談体制の充実
- ③ 地域全体で支援する仕組みづくりの推進
- ④ 広報啓発活動の充実

#### (2) 児童虐待の早期発見と対応

- ① 市町村や関係機関との連携の推進
- ② 社会的関心の喚起と虐待を受けた子どもの権利擁護の推進
- ③ 法的側面からの専門知識に基づく迅速・的確な対応

### 第2節 虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援

#### (1) 子どもと保護者に対する支援

- ① 相談支援体制の強化
- ② 要保護児童対策地域協議会への支援

#### (2) 社会的養護の充実

- ① 施設の小規模化・地域分散化の推進
- ② 里親委託等の推進

#### (3) 自立支援の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 18歳を過ぎても支援できる体制の構築
- ③ 自立援助ホームや自立生活支援室の設置促進と機能向上
- ④ 児童自立支援施設の機能の充実

### 第3節 人材の育成等

#### (1) 人材の育成

- ① 専門人材の資質向上
- ② 専門人材の確保
- ③ 地域支援体制の充実
- ④ 里親への研修の充実

## 第3章 計画の推進

### 計画の進行管理

県は、毎年、計画の実施状況について、進捗管理を行い、ホームページなどを通じて公表します。

また、千葉県要保護児童対策協議会において、実施状況を報告し、目標達成に向けて必要な施策を協議します。